

# 地籍調査業務（一筆地調査）共通仕様書

## 第1条 適用範囲

- 1 地籍調査業務（一筆地調査）共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、越知町の発注する地籍調査業務に係る委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。

## 第2条 作業実施

地籍調査業務の実施は、地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）及び同運用基準（平成14年3月14日国土国第590号土地・水資源局長通知）により実施するものとする。

## 第3条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、越知町をいう。
- 2 「受注者」とは、地籍調査業務の実施に際し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、総括調査員、専任調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
- 4 「検査職員」とは、地籍調査業務の完了の検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- 6 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 7 「契約書」とは、会計法第29条の8に基づいて作成された書類をいう。
- 8 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 9 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらに明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 10 「共通仕様書」とは、各地籍調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書

をいう。

- 1 1 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該地籍調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 1 2 「数量総括表」とは、地籍調査業務に関する工程、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 1 3 「現場説明書」とは、地籍調査業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該地籍調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 1 4 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 1 5 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 1 6 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、地籍調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 1 7 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、地籍調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 1 8 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、地籍調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 1 9 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 2 0 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た地籍調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が業務上の行為に同意することをいう。
- 2 1 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 2 2 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 2 3 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 2 4 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、地籍調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 5 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 2 6 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地籍調査業務の完了を確認することをいう。
- 2 7 「打合せ」とは、地籍調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

- 28 「協力者」とは、受注者が地籍調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 29 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

#### 第4条 受注者の義務

受注者は、契約の履行にあたって、地籍調査業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務内容の検討を行い、仕様書等を満足するよう必要な技術を発揮するよう努めなければならない。

#### 第5条 調査職員

- 1 発注者は、地籍調査業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 調査職員は、契約書、図面、仕様書等に定められた事項の範囲内において、「指示」「承諾」「協議」等の職務を行うものとする。

#### 第6条 着手届及び主任技術者

- 1 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地籍調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が地籍調査業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。
- 2 主任技術者は、契約書、図面、仕様書等に基づき地籍調査業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- 3 主任技術者は、地籍調査業務を行ううえで技術上の監督管理を行うに必要な専門的応用実務能力と経験を有する技術者でなければならない。

#### 第7条 地籍調査作業業務計画

受注者は、契約後すみやかに作業進行予定表を作成し、調査職員に提出して承諾を得なければならない。

#### 第8条 打合せ

地籍調査業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため主任技術者と調査職員は、常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認するものとする。

#### 第9条 作業管理

- 1 受注者は、作業の実施にあたり、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、業務実施にあたり、水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

## 第10条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う地籍調査業務の実施に際しては、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(平成29年3月 国土交通省大臣官房技術調査課)を参考にして常に調査業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、調査業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う地籍調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 3 受注者は、屋外で行う地籍調査業務中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

## 第11条 土地の立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う地籍調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、国土調査法第二十四条に従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち地籍調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが困難となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、地籍調査業務実施のためにやむを得ず植物、又は垣、さくその他これに類するものを伐除する必要がある時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は国土調査法第二十六条に従い、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、地籍調査業務を実施するために他人の土地へ立入る場合、国土調査法第二十四条第3項及び同施行令第二十条に従い、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

## 第12条 関係官公庁その他への手続き等

- 1 受注者は、地籍調査業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続

きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地籍調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けた時は、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

### 第13条 検査

受注者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

### 第14条 成果品

- 1 受注者は、地籍調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合は履行期限途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

### 第15条 手直し

受注者は、地籍調査業務が受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、すみやかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

### 第16条 資料の貸与及び返還

- 1 発注者は、特記仕様書に定められた図書及びその他関係資料等を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等が必要なくなった場合は、ただちに返還するものとする。

### 第17条 提出書類

受注者は、別に示す様式により契約後、関係書類を調査職員を経て、遅滞なく提出しなければならない。

### 第18条 準拠する法令等

- 1 国土調査法（昭和26年6月1日法律180号）
- 2 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）
- 3 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）
- 4 同 運用基準（平成14年3月14日国土令第590号）
- 5 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日国土令第591号）
- 6 同 細則（平成14年3月14日国土令第598号）